

加害（重慶爆撃）と被害（東京空襲）の両裁判の意味 中山武敏

今日の問題としての重慶爆撃訴訟

東京大空襲訴訟。被告国の法的責任の根拠：無防備都市を爆撃し、民間人を殺傷する無差別爆撃の先例を作ったのは中国戦線での日本軍である。これが東京、日本各都市空襲へと繋がった。

被害者を救済する義務がある。加害(重慶爆撃)と被害(東京空襲)を問う裁判。

戦後60数年を経て、今さらという受け止め方や、戦争だからしかたない、みんなが被害を被っているとの見解も根強い。

日本軍が重慶で何をなしたか。決して過去の課題ではなく現在の課題であり、未来の平和のためにもその解決が求められている。まず事実を知ってもらうことが大切。

重慶爆撃で死傷者数5万5千人（うち死者2万4千人）と推計

重慶爆撃は1938年から44年の間に200回を超える。

2006年3月から12年7月まで4次、22回にわたって東京地裁に提訴され、原告は計188人。これまでの裁判の進行で原告の主張関係のほぼ三分の二を終える。

国の戦争被害者受忍は人権侵害

東京大空襲訴訟をはじめとした戦後補償裁判においては「戦争犠牲ないし戦争損害は、国の非常事態のもとでは、国民の等しく受忍しなければならないところであって、これに対する保証は憲法の全く予想しないというべき」とする1987年の最高裁判決(戦争被害受忍論)を引用。

重慶大爆撃訴訟でも、西松建設強制労働事件最高裁判決(2007年4月)の日中共同声明第5項に関する判例を引用。

「戦争賠償の請求」は、中国国民の日本国およびその国民に対する請求権も含むもの。中華人民共和国政府がその「放棄」を「宣言」した。日中間においての個人の請求権の問題はすでに解決済み。

これらは徴兵制や天皇の統帥権などの規定があった旧憲法的人権感覚に基づく判断であり、平和主義、基本的人権の尊重を基本原理としている現憲法の理念と相いれない。

重慶大爆撃、東京大空襲は国際法違反・未解決の重慶、東京空襲

東京大空襲の控訴審。意見書「国際法に違反する 米国は、日本に対して被害の回復の方法（たとえば損害賠償）をとる義務を負う」

重慶爆撃と日本都市爆撃は同根。日中共同声明第5項に関する最高裁判決についても「中国人民個人の(実体的権利はあるが)訴権のみ放棄されたと解釈することにより、逆に中国国民個人の(国際法上の)請求権が存在したことを認めている」。

法律家として謝罪と賠償を求める・戦後補償で両国の友好発展を・被害者の訴えから正義を考える

2006年10月。東京大空襲の被害者、重慶市を訪問。

両裁判で共通する被害の甚大さ深刻さ・求められる共感、支援の広がり

民衆の被害、苦しみ、思いは、重慶大爆撃も東京大空襲の被害も同じ。加害と被害を超えて連帯。

東京地裁、東京高裁で請求棄却

東京地裁判決。2009年12月。「原告らの受けた苦痛」等の被害事実を認めながら、結論においては、空襲被害者の救済は「国会が、立法を通じて解決すべき」として、原告らの請求を棄却。

東京高裁も同様。「戦争被害受忍論判決」を引用。控訴を棄却。

差別なき戦後補償立法を目指して・広範な運動で戦後補償を